

65歳以上の高齢者対象 防犯電話の購入費用を補助します

補助対象となる電話機

次の要件をすべて満たす電話機

- 令和7年4月1日以降に購入した新品。
- 以下のいずれかの機能を備えていること
 - ・着信時に警告音声を発し、通話中に自動録音する
 - ・迷惑電話を判別して着信拒否又は警告表示する
 - ・非通知着信に対しては着信音を鳴らさない
 - ・音声アナウンスにより注意喚起を行う

補助対象者

申請時に次の要件をすべて満たす人

- 町内に住民登録があり、居住していること
- 65歳以上の方
- 王寺町税を滞納していないこと。
- 転売を目的としないこと

補助の金額・件数

- ▶ 一律5,000円
(5,000円未満の場合は対象外)
- ▶ 1世帯につき1台まで
購入費と設置に要する費用のみの助成で、付随するサービスの加入や利用に要する費用等は除きます
- ▶ 募集件数 40件
申し込み順、予算額に達し次第終了

期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

申請手続

【王寺町防犯電話購入助成事業費助成金 交付申請書兼請求書】に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請してください。

▶添付書類

- ①領収書
- ②購入した電話機の防犯性能が確認できるもの
(商品カタログ等の提示で可)
- ③補助金を受け取るための口座が確認できるもの
(通帳等の提示で可)
- ④申請者の本人証明書
- ⑤その他町長が必要と認める書類

問い合わせ先

▶王寺町役場 2階 防災統括室
(電話番号 0745-73-2001)



町公式サイト

特殊詐欺の対策について

被害者に電話をかけるなどして、現金などをだまし取る犯罪を特殊詐欺といいます。

- ・親族などを装い、事故や事件の示談金を名目に金銭等をだまし取る「オレオレ詐欺」
- ・銀行員などを装い、キャッシュカードや預貯金通帳をだまし取る「預貯金詐欺」
- ・税金還付などに必要な手続きを装って被害者にATMを操作させ、現金をだまし取る「還付金詐欺」

上記以外にも、様々な巧妙な詐欺が存在します。犯人と話をしないことが大切です。

じつかり注意・対策しましょう！

